

第一問 左は、品川哲彦『倫理学入門——アリストテレスから生殖技術、AIまで』の一節である（ただし、一部改変した）。

これを読んで、後の問いに答えよ。

ある行為を指令したり禁止したりする規範体系には、倫理のみならず法もある。法は倫理とどう違うか。たちどころに思いつくのは、法は刑罰を課し、刑罰は国家が独占している暴力だということである。現代ではそうだ。だが、少し歴史をさかのぼってみよう。その糸口として *law of nature*——この英語をあなたはどうか訳すだろうか。「『自然の法』かな。でも、あまり聞かないことばだ。『自然法則』かな。あつ、物理学や化学なんかの法則のことだな」。正解である。ただし、法学や倫理学ではこのことばを自然法と訳す。では、なぜ、もとはひとつのことば（ラテン語では *lex naturae*）を日本語では二通りに訳しわけるのであるか。

古代・中世は自然を目的論的に捉えていた。その思想の根本はアリストテレス（紀元前三八四—紀元前三二二）が定式化した。彼によれば、自然現象は四つの原因から説明される。それが何であるか（形相因）。それは何のためか（目的因）。それは何によつて惹き起こされたか（作用因）。それは何から作られているか（質料因）。

たとえば、桜のつぼみの開花は気温の上昇を A1 因とし、次代の繁殖を A2 因とする。これらの説明は他の花も共有するが、桜がその時期に開花するのはつまるところそれが桜だからだ（A3 因）。造花の桜のつぼみも A3 は桜だが、布や紙を A4 とするから開花しない。形相因と目的因とは密接に関係している。そのものが

何であるかに応じて実現すべき目的、あるべきあり方、そのものの規範が規定されている。自然は、作用因と質料因の条件が満たされれば、目的因の実現という終極・完成にいたる過程なのだ。

ところで、古代・中世では、自然という概念は人為をも含んだ万有を意味した。したがって、人間には人間の形相（自然本

性) に応じてあるべきあり方、採るべき生き方が決まっている。人間は理性的動物と定義されていた。そこからトマス・アクィナス(一二二五?—一二七四) は真理の探究や社会的共存を人間にとっての善き生に数えている。自然と人為を包カツするこの規範体系を自然法と呼び、社会生活のルールという意味の法も自然法にもとづいて定められる。

ところが、この目的論的自然観はガリレオ・ガリレイ(一五六四—一六四二) とルネ・デカルト(一五九六—一六五〇) の古典力学によって粉砕された。運動している物体は外力が働かないかぎり同じ方向に等速で運動しつづける。したがって、自然のなかには実現されるべき目的やあるべき規範は存在しない。自然現象はただ力によって規定されている。これを機械論的自然観という。

人間以外の自然に認められる法則性は経験と観察をとおして記述されるもので、「がある」「である」判断^(注1)で成り立っている。他方、人間社会のルールという意味での法は規範や価値を含む判断で指令や禁止を発する。ここから *lex naturae* は二分される。英語 *law of nature* は以上の歴史的経緯^①と変遷を伝えて同一の表現のままだが、あとから近代科学を学んだ日本では、この表現が人間以外の自然についての法則性を記述しているときには自然法則、人間の行為規範を意味しているときには自然法と訳し分けられるようになった。

近代には自然法の内容も変わる。古代・中世の形而上学^{けいじじょうがく(注2)}の説く自然本性ではなく、近代社会の基礎をなす観念である万人の平等がその核となる。誰も等しく尊重されなくてはならない。このことは誰もが等しくもっている理性に照らせば明らかだと主張されたのである。

C1、自然法は法ではないとする主張が登場する。人間社会のルールとしての法は、法として通用するための所定の手続きを踏んでいなければならず、

C2 人間が定めた実定法しかありえない。この見解を法実証主義という。

C3、法それ自体は「がある」「である」判断ではないから観察によって実証されるものではない。

C4、

法がいつ、どのようにして制定されたかという手続きは特定の時と場所で起きた事実なのだから実証可能である。手続きが定め

どおりになされているならば法となる以上（手続きが適格だという意味の正しさを正統性 Legitimacy という）、その内容は問われない（内容の正しさを正当性 justification という。正統性と正当性、形式と内実とを分けて考えることは重要である）。だから、法が倫理の要求と重なり合うことは、法実証主義の法哲学者ハーバート・L・A・ハート（一九〇七—一九九二）のいうように、「事実上しばしばそうであったとしても、けっして必然的な真理ではない」^D。そこで、法と倫理の関係を法実証主義に問い合わせれば、両者は別々の規範体系であって、両者のあいだに論理的なつながりはないと答えるだろう。

法実証主義がこのような見解を採るのは、自然法として主張されてきた思想の内容が論者によって多種多様であるからだ。自然法が法であるかどうかはともかく、それが倫理的判断からなる体系であることはたしかである。したがって、普遍妥当性要求^(注3)を帯びている。

しかし、それは要求にとどまるから、異論は生じうる。もし、そのようなものを国民全員に適用される法として認めれば、異論ある者からすれば、一部の人間の恣意的な主張を国家権力による刑罰の威力によって強制されることにほかならない。他方、

E1

を満たせば法となるといつても、新しく造られる法は既定の法との整合性を保たなくてはならないし、憲法のようにいっそう基礎的な法に違反してはならないから、そうした配慮をとおして体系としての安定はすでに保たれており、

E2

もある程度まで担保できるはずである。

では、法と倫理は無関係なのか。やはりそうではない。

第一に、新たな法や既存の法の必要性や適切さを検討するさいには、その法が多く国民の幸福に資するか（ためになるか）、国民の一部だけを利するものではないかといった E3 が論じられる。善や公平といった倫理的観点からの評価が下されるわけである。

第二に、法の最も根底的な部分は、自然法ないしは（自然法という概念を否定するなら）倫理的な主張によって根拠づけられている。フランス革命の人権宣言の思想は前述の近代の自然法を反映したもので、基本的人権の尊重として多くの国の憲法にと

りいれられているが、その正式名称は「ひとおよびフランス市民の権利宣言」である。フランス政府が保障できるのはフランスの市民の権利のみだが、そこに宣言された内容——自由と権利における生まれながらの平等（第一条）、自由・所有権・安全への権利と圧制に抵抗する権利の保全が政治的団結の目的である（第二条）、など——は、すべてのひとに妥当するゆえにフランスの市民に妥当する。その論理構成を示すために「ひとおよびフランス市民の」と称される。

第三に、法は倫理とちがって刑罰をとまなう点で実効性に富むが、人間が共存していくためのルールをできるかぎり法に明文化しようとすべきではない。法が法として機能するには違反を監視し処罰しなくてはならないが、そのことを現実に遂行するための負担も^④考慮しなくてはならないし、違反の^⑤カン過がしばしばあれば法の權威が失墜してかえって社会に悪い影響をおよぼす。それよりは人間が共存していくための適切なふるまいを法による強制なしにみずから行なうひとが増えるほうがよい。この点^Fで、倫理は法を補完する。

第三点は補完の関係だから法と倫理が別々の規範体系であることは明らかだ。第一点と第二点も、倫理が法の上位にあると主張しているわけではない。第一点に述べたように、倫理的評価が法の制定や改廃の動機だとしても、現実に法を制定し改廃するには、それ自体、法によって定められた手続きを経なくてはならない。

第二点に引用した人権宣言は、万人の生まれながらの平等と権利の尊重を主張する自然法ないし倫理的判断を提言しつつも、反面、その実現には政治を要することを含意している。だから、その第三条に「あらゆる主権の原理は本質的に国民に存する」という。記号理論に立脚する文学理論家ジュリア・クリステヴァ（一九四一—）がその著書『外国人』のなかでいうように、ここには国内に居住する外国人や国籍を失った難民が国家の保護の対象ではないことが示唆されている。特定の国家のもとで成り立つ法の限界である。これにたいして倫理は、その人びとも「ひと」であることに変わりはないのだから同等の権利を認める。その要求はごく一部であれ、国際法や国際条約にとりいれられている。とはいえ、これらも法だからそれを^⑥と准した国家だけを拘束する。^G倫理的判断の普遍妥当性要求と、時間的空間的に限定された特定の国家だけに妥当する法の実定性とのあいだにあるこの違いは、倫理と法の規範体系としての違いを鮮明に示している。

〔注〕

1 「がある」「である」「判断」——「何々すべきだ」という規範を含む判断や、「何々するのがよい」という価値を含む判断とは異なる種類の判断を表すものとして著者が設定した用語。現実のものやできごとと一致していることが観察や経験によって確認されることにより真偽が決まる「何々がある」という判断や、ある学問の前提となる

とりきめと論理規則だけでその真偽が決まる「何々は何々である」という判断を指す

2 形而上学——思惟^{しゐい}や直観によって、現象的世界を超越したところにある事物の本質や存在の根本原理を究めようとする学問

3 普遍妥当性要求——同様の事態なら、いつでもどこでも誰がすることでも同じ判断があてはまるといふ主張

問1 空欄A1からA4に入る言葉の組み合わせとして、最も適切なものを次から選べ。

1

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| | A 1 | A 2 | A 3 | A 4 |
| ① | 目的 | 作用 | 質料 | 形相 |
| ② | 作用 | 目的 | 質料 | 形相 |
| ③ | 形相 | 目的 | 作用 | 質料 |
| ④ | 目的 | 作用 | 形相 | 質料 |
| ⑤ | 作用 | 目的 | 形相 | 質料 |

問2 傍線部Bに関する説明として、最も適切なものを次から選べ。

2

- ① かつては自然と人為を含む規範体系であった *lex naturae* が、自然のなかに目的や規範を認めない機械論的自然観の登場によって、人間以外の自然の法則性を記述する自然法則と、人間の行為規範を意味する自然法に分化したということ
- ② 目的論的自然観の登場によって、*lex naturae* が、人間に固有の形相を導き出すとする自然法と、人間以外の自然の形相を追究する自然法則に分化したということ

- ③ 「がある」「である」判断の登場によって、*lex naturae* が、自然のなかに実現されるべき目的を見る目的論的自然観と、自然現象はただ力によって規定されるとする機械論的自然観に分化したということ

- ④ 自然現象をすべて力に還元する機械論的自然観の登場によって、*lex naturae* が、自然に関する「すべきだ」「するのがよい」判断と、人間社会に関する「がある」「である」判断の両側面から探究されるものになったということ

- ⑤ かつては自然と人為を含む規範体系であった *lex naturae* が、機械論的自然観の登場によって、自然が人間の行為規範をどのように規定するかを示す自然法と、人間が自然に与える影響の法則性を記述する自然法則に分化したということ

問3 空欄C1からC4に入る言葉の組み合わせとして、最も適切なものを次から選べ。

3

- | | | | | |
|---|-----|-------|------|-----|
| | C 1 | C 2 | C 3 | C 4 |
| ① | しかし | したがって | ゆえに | だが |
| ② | さらに | したがって | もちろん | ゆえに |
| ③ | しかし | しばしば | ゆえに | だが |
| ④ | さらに | したがって | もちろん | だが |
| ⑤ | さらに | しばしば | もちろん | ゆえに |

問4 傍線部Dについて、なぜ「論理的なつながりはない」と言えるのか。最も適切なものを次から選べ。

4

① 万人の平等という内実を重視する実定法のみを法と見なす法実証主義にとって、手続きという形式の適格性を求める倫理は容認できないものだから

② 法実証主義は正統性と正当性をともに備える自然法のみを法と見なすため、両者を別の体系と考える倫理とは見解が異なるから

③ 法実証主義は法として通用するための所定の手続きを踏んだ実定法のみを法と見なすのに対し、倫理は内容の正しさを問うものであるから

④ 法実証主義は人間社会がルールに沿って定めた実定法のみを法と認めるのに対し、倫理は手続き上の適格性を重視するものであるから

⑤ 法が制定される手続きは観察できる事実であり実証可能だとする法実証主義にとって、「がある」「である」判断によって内容の正しさを実証可能だとする倫理とは立場が異なるから

問5 空欄E1からE3に入る言葉の組み合わせとして、最も適切なものを次から選べ。

5

E1

E2

E3

① 内容面の正当性 | 手続き上の正統性 | 内容面の正当性

② 内容面の正当性 | 手続き上の正統性 | 手続き上の正統性

③ 内容面の正当性 | 内容面の正当性 | 手続き上の正統性

④ 手続き上の正統性 | 内容面の正当性 | 内容面の正当性

⑤ 手続き上の正統性 | 内容面の正当性 | 手続き上の正統性

問6 傍線部Fに関する説明として、最も適切なものを次から選べ。

6

- ① 人間が共存するためのルールを法に明文化していく努力は必要であるが、どうしても抜け落ちる部分があるため、それを共存のための適切なふるまいによって補う必要があるということ
- ② 法は刑罰をとまなう点で実効性に富むが、法だけで人間が共存するためのルールを徹底することは難しいため、倫理に反する行為は周囲の人々からの非難を浴びるといふ実効性によってそれを補完すべきであるということ
- ③ よりよい社会の実現に向けて人間同士の共存において求められるルールを法に明文化するために、政治に積極的に参加するような倫理が人々に求められているということ
- ④ 法と刑罰に頼って人間同士の共存を図っていくことには様々な悪い影響が予見されるため、法による強制なしに共存を志向するような倫理が社会を支えるべきだということ
- ⑤ 法に違反する行為を積極的に非難できるような倫理が、社会における人間同士の共存において何よりも重要であるという
こと

問7 傍線部Gについて、「この違い」とは何か。最も適切なものを次から選べ。

7

- ① 倫理はその実現が道半ばという点で時間的限定を受けるが、法は特定の国家にのみ妥当するものであるという点で時間的・空間的双方の限定を受けるということ
- ② 自然法の伝統にもとづいて自国民の保護を最優先課題とする法は、あらゆる個人の権利保障を重視する倫理とは根本的な原理が異なるということ
- ③ 倫理も法も、人間が所定の手続きにおいて定めたという点で実定性を有することに変わりはないが、万人なのか国民なのかという適用範囲において互いに異なるということ
- ④ 特定の国家における法は国民以外の人々を保護対象としない場合もあるが、万人の生存保障を求める倫理は国際法や国際条約によって実現しているということ
- ⑤ 特定の国家における法は外国人や難民を保護対象としないケースもあるため、あらゆるひとに適用されるべき規範である倫理とは根本的な原理が異なるということ

問8 本文の内容と合致するものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

8

① 目的論的自然観は、経験や観察によって自然に新たな目的や規範の存在を確認しようとする機械論的自然観にとって代わられた

② 法実証主義が法と倫理を無関係と見なした背景には、倫理の内容は多種多様であり、国民全体に法として適用すべきではないという考えがあった

③ 作用因と目的因は密接に関係し、ある存在がどのような影響を受けたかによって、実現すべき目的、あるべきあり方、その存在の規範は規定される

④ フランス革命の人権宣言の正式名称「ひとおよびフランス市民の権利宣言」は、古代からの *lex naturae* が内包してきた倫理を排して、基本的人権を尊重する近代的な法としての性格を表している

⑤ 近代の自然法は、形而上学が説く自然本性の核心部を純粹な形で受け継ぎ、誰もが等しくもつ人間理性にもとづいた万人の平等を基本原理とした

問9 文中の二重傍線部⑦～⑭のカタカナ部分と同じ漢字を用いるものを次から選べ。

- | | | | |
|----|-------------------|------------------------------|-----------|
| 9 | ⑦ — ① 心のカツ藤を抱える | ② カツ路を見出す <small>みいだ</small> | ③ 円カツに進む |
| 10 | ⑧ — ④ 時間の関係でカツ愛する | ⑤ カツ弧内の文章を読む | ③ 北イ三八度線 |
| 11 | ⑨ — ④ 現状をイ持する | ⑤ イ大な人物 | ③ 成果をコ張する |
| 12 | ⑩ — ④ 病人のカン病をする | ② カン葉植物を育てる | ③ カン善懲悪 |
| 13 | ⑪ — ④ 新作をヒ露する | ② 第一人者にヒ肩する実力 | ③ ヒ凡な才能 |
| | ⑫ — ④ 絵画をヒ評する | ⑤ 本質を捉え損ねたヒ相な見解 | |

第二問 左は、清水知子『ディズニーと動物』の一節である（ただし、一部改変した）。これを読んで、後の問いに答えよ。

一九三〇年代、ディズニー・スタジオは飛躍的な成長を遂げた。『蒸気船ウィリー』^{〔注1〕}以後、ディズニーは多様な制作方法に挑み、そのなかでもっとも観客を巻き込むことができるのは、「豊かな個性を通して明確なストーリーを伝えること」だと考えるようになる。

とりわけ、『白雪姫と七人の小人たち』（一九三七）のような長編映画を制作するには、単なるギャグや滑稽なアクションではなく、「ストーリー」がなければ長時間に渡って観客の心を捉えることはできないと考えていた。そこで行き着いた結論が「ファンタジーの世界を、本当の人びとが本当のことをする現実の世界にしなければならぬ」というものだ。そのためウォルトは、かつてのようなギャグと笑いだけでなく、キャラクターに個性を与える新たな表現形式を確立していくことになる。

ディズニーの「ナイン・オールド・メン」として知られるアニメーター、フランク・トーマスとオーリー・ジョンストンによれば、ディズニーの世界に「生命の幻影」が確立されたのは「本物と思えるキャラクターを主人公にした長編映画」のなかでのことだという。トーマスとジョンストンは、「本物と思える」キャラクターからなる「生命の幻影」は、他のスタジオにはけっして真似のできないディズニー特有の芸術形式であると指摘し、つぎのように述べている。

ディズニー・アニメーションは観客にそのキャラクターたちが本当にいるのだと信じさせ、かれらの冒険や不幸に人々は笑い、ときには泣きさえする。私たちのタイプのアニメーションには特別な成分がある。それは、自分の意志で考え、決断し、行動しているように見える ^{ドローイングス} 絵を生み出すことだ。それこそが生命の幻影を創り出すのである。

ウォルトが求めていたのは、この「本当にいるのだと信じさせ」、「自らの意志で考え、決断し、行動しているように見える」^Aドローイングのリアリティだった。これは、いわゆる「戯画化されたリアリズム」と呼ばれるものである。しかしこのリアリス

ムは、それまでのミッキー作品が創出してきたリアルな感覚とは異なる何かだった。なぜなら、「戯画化されたリアリズム」は、のちにドイツの社会学者ジークフリート・クラカウアーが指摘するように、原因と結果の論理に支配され、写実的なリアリティを模倣した世界に成り下がってしまうものでもあったからだ。それは、現実を支配する論理の世界に足を踏み入れ道徳化していくことだった。

デイズニーは、アニメーションの世界を歩み始めた当初、伝統的なリアリティという観念をきっぱりと退け、フィクションが支配する自身の法則をつねに創り出してきた。たとえば、ペチコートパラシユートにして空から舞い降りる『飛行機狂』（一九二八）のミニニー、大腿部の骨を木琴にして興じる『骸骨の踊り』（一九二九）、あるいはエイゼンシュテインが絶賛した『人魚の踊り』（一九三九）など、初期のデイズニー作品を特徴づけていたのは、ドローイングからなる原形質性が充溢したアニメーション独自の魅力だった。

動物を人間のように、人間を動物のように変身させる、わたしたちの意識を解放するドローイングの魅力は、人間や動物が自在に境界線を越えて変容する世界を可能にする。そこには、現実の法則などものともしないアニメーションならではの魔法の論理があった。しかしそれは、デイズニーが「生命の幻影」を追求するなかで失われ、デイズニーはキャラクターたちを現実の論理の中に組み込んでいくようになる。

事実、一九三〇年代以後、デイズニーがキャラクターに個性を与えるために発明した「可塑性」と呼ばれる特徴は「原形質性」とはほぼ逆の働きをするものだ。たとえばキャラクターが実在の生命をもっているかのように「見せかける」手法のひとつに「スクウォッシュ・アンド・ストレッチ」と呼ばれる技法がある。これはキャラクターの輪郭を伸縮させるための技法だが、それは「肉体が許す範囲」での「柔軟性」を用いるものだ。つまり、キャラクターが現実の生物を支配する法則に従属していることを表現することで、キャラクターたちもまた現実世界に限りなく接近し、実際の生きものとかわらない存在であるときみられるための技法なのである。それにより、現実とは異なる「戯画化」されたものであったとしても、観客がそれを現実の世界だと「信じうる」ならば、それでよしとするためのものなのだ。こうした傾向は、『白雪姫と七人の小人たち』をはじめとする長

編になるにつれてますます強まり、動物と人間がその領界をシン犯⑦することもしだいになくなっていく。つまり、キャラクターたちは現実の世界の論理に即した重い足枷あしかせをはめられることになったのだ。

こうしてディズニーの世界はしだいに「戯画化されたリアリティ」に浸食され、その転換過程において、かつてのようなミッキーの世界を生み出すことはしだいに難しくなっていく。ディズニー・スタジオのアニメーターであるウォード・キンボールはこう言っている。

僕らがリアリティを得ようとすればするほど、ミッキーはますます抽象的になっていった。昔のカートゥーン製作では、キャラクターにリアリティがあるかどうかはあまり関係がなかった。ほとんどなんでもアニメーションに入れることができたし、大衆もそれを受け入れていた。だがそもそも身長一・二mのネズミについて聞いたことのあるひとがいるだろうか？ 問題はそこだった。ドナルド・ダック、プルト、グーフィー、クララベル・カウ、その他どれも同じシヤク度①で描き出したものだ。彼らは信憑性しんぴやうせいを持ったのは、互いに関連したサイズだったからだ。そこに彼らと同じくらいの大きさのネズミがやってきて、ぶちこわしたというわけだ。

幸か不幸か、ミッキーには D の論理に即したリアリティが欠けていたのだ。ここでいうリアリティは、かつてエイゼンシュテインが称賛した原形質性やベンヤミン②が論じた技術ユートピア的なファンタジーとしてのリアリティではない。むしろそれを手放すことによつて獲得されたものなのである。

ディズニー作品にみるこうした変化は、ディズニーが世界初の長編カラー作品へと新たな実験に乗り出すための序奏でもあった。しかし、少なくともデフォルメが効いた風刺的な「自由な活動の空 間③」に暮らしていたミッキーにとつて、現実の論理に浸食された世界はいささか過ごしにくいものだったようだ。国民的なシンボルとなったミッキーは、いかなる時もそれに相応あさわしく振る舞うことが期待され、少しでも道を踏み外そうものなら、たちまち数々の手紙がスタジオに殺到した。ミッキーはまとも

な役割を担うよう圧力をかけられるようになり、穏和な優等生へと変貌していくことになる。

^E 古生物学者ステイブン・ジェイ・グールドは、二〇世紀におけるミッキーの進化を、ネオテニー（幼形成熟）という観点から検証している。ミッキーマウスの頭と目は、時を重ねるうちに相対的に大きくなり、子どもらしい短小な脚にふさわしくズボンの位置が下がり、紡錘型の脚にだぶだぶの服を着て、腕も脚も相対的に太くなっていく。ミッキーは、いつしかぼつちやりした幼児のようなかわいらしい姿に変形していったのである。

じっさいには、姿形だけでなく、ミッキーの目もまた着実に変化していった。ジョン・アップダイク^(注6)によれば、ミッキーの目に最大の変化が導入されたのは一九三〇年代後期のことである。一九三〇年代初期の映画では、ミッキーは真つ黒な楕円形の輝く瞳をもっていたが、その後、目の縁線が描かれ、瞳に刻みが入り、三〇年代後半には楕円形の人間に似た目をするようになる。一九三八年にはかつての輝く黒い瞳が、「瞳と白目の入った完全な楕円形の目」に置き換えられた。

F2。

F3。

F1。

ミッキーはネズミであつて、ネズミではない。今日、もし誕生当初のミッキーの魅力をその身体に見ることができるとしたら、それは黒く塗りつぶされたあの二つの円い耳である。横を向いてもけつしてひとつに重なることのない、その超現実的なミッキーの耳は、三次元空間に属することのない、表象化された柔軟な漫画特有の世界の唯一の名残なのだ。

こうしてミッキーは、一九三〇年代以後、少しずつ変貌を遂げていく、ディズニー界のスターではありながら、徐々に映画の主役の座からは降り、総計一二〇本の短編アニメーションとともに、一九五三年にいったんそのキャリアに幕を下ろす。

では、スクリーンから姿を消しつつあつたミッキーはどのような道を行つたのだろうか。戦時期には体制に積極的に協力する愛すべき「愛国者」としての姿を見せた。もはや帝国主義的なアンクル・サムと対峙するわんぱくなミッキーではなく、戦意高揚ポスター（一九四一）に「すべてはアンクル・サムのために」とメッセージを発するネズミに変わっていく。さらに一九四二年以降は米艦YO73用にデザインされた記事や、食料配給用のクーポン券のチケットを飾った。国の財源を一気に増額しなければならなかつた当時、期限内に所得税を支払う模範的な納税者として「リバティ」誌の表紙を飾つたのもミッキーだつた。

ちなみにこのとき納税申告用紙に記サイされたミッキーの住所はハリウッド、扶ヨウ家族はウォルト・ディズニーである。

初期のミッキーがもっていた滑稽さや笑いは、ドナルドやグーフィー、プルートに分散して受け継がれ、道化でもやんちゃでもなく、礼儀正しく、清潔で幸福で賢い理想的で「典型的な少年」へと変貌していく。さらにミッキーは、子どもだけでなく、軍人、工場、商店で働く人びと、クーポンをもって食料店に行く主婦など、まさしく「アメリカ国民」に愛される模範生として「**G**」し、「アメリカ文化のセールスマン」へと転身していった。

このようにみえてくると、ミッキーマウスの誕生とその変容は、ディズニー・スタジオの「成熟」の過程を映し出すとともに、ミッキーが誕生した当初、ウォルトが夢見ていた、名もなき複数の「ミッキー観客」が、「アメリカの一般大衆」として「国民」へと再編され、変貌を遂げて結晶化していくプロセスを映し出していると言えよう。

一九五五年七月一七日、カリフォルニア州アナハイムにディズニーランドが誕生すると、身長四フィートのネズミは、現実の世界に創出された魔法の論理に基づくフィクションの居城に身を移す。そこで彼は、あたかも「オリジナルなきコピー」の世界の「オリジナル」であるかのようなアウラを放ち、ピーター・パンのように永遠の「少年」として「絶えざる現在」、「幸せな現在」を反復しながら暮らすことになった。

その光景は、のちにわたしたちの生活を困い込んでいくハイパーリアルな世界の幕開けでもあったが、戦後のミッキーがアメリカを代表するポップアイコンとしての位置を確立すると同時に、対抗文化のなかでパロディ化され、その無批判な愛国主義、中産階級趣味、資本主義に対する批判の声が高まり、脱神話化されていく^④チヨウ流の始まりでもあった。

〔注〕 1 『蒸気船ウィリー』——「ミッキーマウス」を主人公にして三本目に制作された短編アニメーション映画。一九二

九年公開

2 ウォルト——ウォルト・ディズニー。「ミッキーマウス」を始めとする数々のディズニー・キャラクターの生みの親で、米ディズニー社の設立者

- 3 エイゼンシュテイン——セルゲイ・エイゼンシュテイン。ソ連の映画監督
- 4 原形質性——形状の固定を拒絶し、いかなるフォルムにもダイナミックに変容できるドロ잉の能力のこと。エイゼンシュテインによる呼称
- 5 ベンヤミン——ヴァルター・ベンヤミン。ドイツの思想家
- 6 ジョン・アップダイク——アメリカの作家
- 7 アンクル・サム——アメリカ政府のあだ名
- 8 アウラ——人や物が発する独特の雰囲気。霊気。

問1 傍線部Aにあてはまるのはどれか。最も適切なものを次から選べ。

14

- ① 熟練のアニメーターだけが生み出せるキャラクターの柔軟な動き
- ② 現実の肉体の可動範囲で行われるアニメのキャラクターの柔軟な動き
- ③ アニメの上だけで可能な現実にはあり得ないキャラクターの柔軟な動き
- ④ 漫画原作のアニメ作品だけに使われる独特なキャラクターの動き
- ⑤ 現実の生物が行う漫画のように面白い生き生きとしたキャラクターの動き

問2 傍線部Bについて、著者が考える魅力にあてはまるものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

15

- ① 人間が境界線を越えて動物に変化できること
- ② 動物や人間がありのままの姿で登場すること
- ③ どんな問題でも魔法が解決してくれること
- ④ 出来事の原因と結果がはっきりしていること
- ⑤ 生物らしさを細かく忠実に再現すること

問3 傍線部Cについて、ディズニーが「可塑性」を導入したのはなぜか。最も適切なものを次から選べ。

16

- ① 短編映画を多数作り続けるために、新手法で観客を飽きさせないようにする必要があったから
- ② 短編映画で培ったアニメーションの技法は、長編映画でも同じように通用すると考えていたから
- ③ 短編映画で好評だったギャグやアクションの要素を、長編映画の中にも盛り込みたかったから
- ④ キャラクターがもつ「原形質性」を徹底的に追求し、観客を長時間引きつけたかったから
- ⑤ 観客が長編映画に登場するキャラクターを、本物であると思えるようにしたかったから

問4 空欄Dに入る語として、最も適切なものを次から選べ。

17

- ① 現実
- ② 資本
- ③ 夢
- ④ 子ども
- ⑤ 魔法

問5 傍線部Eであげられたミッキーの進化にあてはまるものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

18

- ① 子どもがもっている動物的な力を生き生きと表現した
- ② より多くの人びとから無条件に愛される姿に近づいた
- ③ 自然界の中でたくましく生き残る野生動物の強さを表現した
- ④ 多くの人びとが求めている先駆者のイメージに近づいた
- ⑤ ネズミがもつやんちゃで活動的なイメージに近づいた

問6 空欄F1からF3には、次のイからハの文章が入る。その並び順として、最も適切なものを次から選べ。

19

イ というのも、この「修正」によってミッキーは、人間にぐっと近づき、同時に彼のもっていた「バイタリテイ、敏捷びんしょうさ、目をまんまるにしてすぐさま冒険に突進していく、いかにも漫画的な性格」のいくつかを失い、もはやかつてのよ
うに「抽象的」でも「偶像的」でもなく、「単にキュートな小さな存在になってしまった」からだ

ロ これもまた「進化に逆行するもの」だった

ハ そして一九五〇年代にテレビ番組『ミッキーマウスクラブ』で活躍する頃には、その姿態は完全に人間の目をした幼児のそれに変貌していた

F1 F2 F3

① イーローハ

② イーハーロ

③ ローイーハ

④ ローハーイ

⑤ ハーイーロ

問7 空欄Gに入る語として、最も適切なものを次から選べ。

20

① 慣習化

② 人間化

③ 戯画化

④ 神格化

⑤ 野生化

問8 著者の考えと合致するものはどれか。最も適切なものを次から選べ。

21

- ① ミッキーマウスはアニメーションが長編化する中で主役としての出番を失ったが、初期のミッキーマウスがもっていた「原形質性」は他の動物キャラクター達に引き継がれた
- ② ミッキーマウスは、アメリカを代表するポップアイコンになる過程で変化し、現実の法則や社会からの要請にその姿や行動が制約される存在になっていった
- ③ 長編映画の中には居場所を失ってしまったミッキーマウスだが、ディズニーランドの城という新たな居場所を獲得することによって存在の神格化が促進された
- ④ ミッキーマウスが国民的な人気者となったのは、「バイタリテイ、敏捷さ、奔放な生き方」という少年特有の性質を社会からの要請に応じて獲得していったからである
- ⑤ ウォルト・ディズニーがアニメ作品において「原形質性」を追求するにつれ、キャラクター達の生きる風刺的な「自由な活動の空間」は狭まっていった

問9 文中の二重傍線部⑦～⑩のカタカナ部分と同じ漢字を用いるものを次から選べ。

- | | | | |
|----|------------------|--------------|----------------|
| 22 | ⑦ — ① 医師のシン察を受ける | ② シン査を受ける | ③ シン身になって相談に乗る |
| | ④ 政界に激シンが走る | ⑤ 人権シン害 | |
| 23 | ⑧ — ① 地図の縮シヤク | ② お知恵を拝シヤクする | ③ 永久磁シヤク |
| | ④ データを解シヤクする | ⑤ シヤク位を与える | |
| 24 | ⑨ — ① 過積サイのトラック | ② サイ務を解消する | ③ サイ色兼備 |
| | ④ 従業員のサイ用計画 | ⑤ ケヤキを植サイする | |
| 25 | ⑩ — ① 凡ヨウな人物 | ② 目の保ヨウになる | ③ 民族舞ヨウを見る |
| | ④ 水ヨウ液を作る | ⑤ ヨウ痛の悪化 | |
| 26 | ⑪ — ① 体に変チヨウを来す | ② チヨウ意を表す | ③ 預金通チヨウを保管する |
| | ④ チヨウ位の変化 | ⑤ 雷雨の前チヨウ | |